

諮問第25号の答申
経済産業省生産動態統計調査の変更について（案）

本委員会は、経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 承認の適否

統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の要件に適合しているため、変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要である。

2 理由等

（1）調査対象品目

ア 調査対象品目の削除

調査対象品目について、年間出荷額が100億円未満の品目については、近年の生産の伸びや行政上必要とされる品目を除き、他に統合すべき類似する品目がない場合は削除することとし、今回、「機械器具月報（その3）化学機械及び貯蔵槽」の「化学工業用炉」等21月報中の33品目について削除する計画である。

これについては、生産規模が縮小し、今後も増加が見込めなくなり、当該品目単独で月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目について削除するものであり、適当である。

イ 調査対象品目の統合

調査対象品目について、年間出荷額が100億円未満であるなど、個々の生産規模は縮小しているものの、類似する複数の品目を統合することにより、おおむね100億円以上の生産規模が認められる品目については、統合した品目を採用することとし、今回、「機械器具月報（その14）食料品加工機械、包装機械及び荷造機械」等39月報中の153品目について、「肉類加工機械」と「水産加工機械」を統合し「肉類・水産加工機械」とするなど、63品目に統合し、調査対象品目として採用する計画である。

これについては、個々の品目としては生産規模が縮小し、単独で生産の動態を把握する必要性は乏しくなっているものの、類似する品目群としては把握する必要性が認められる品目について、引き続き調査対象とするものであり、適当である。

(2) 調査事項

ア 「燃料・電力」の廃止

「燃料・電力」（16月報）については、他の統計調査において、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となったことから、廃止する計画である。

これについては、全産業のエネルギー消費を横断的に把握するエネルギー消費統計調査（一般統計調査・資源エネルギー庁）が平成20年から開始されたことにより、本調査で「燃料・電力」を把握する必要性が乏しくなったことから、報告者負担の軽減に考慮し廃止するものであり、適当である。

イ 「労務」の変更

(ア) 「月末常用従業者数」の名称変更

109月報において把握している「労務」の「月末常用従業者数」の名称について、「月末従事者数」に変更する計画である。

これについては、「常用従業者」の概念としては、一般的に、派遣労働者や出向者を除く正社員等と受け取られやすいが、本調査で把握する者は、派遣労働者等を含め、実際に生産及び管理その他の業務に常時従事する者であることから、誤解を招かないように、これらの概念を含む適切な名称とするものであり、適当である。

(イ) 「月間実働延人員」の削除

「機械器具月報」や「家具月報」等72月報において把握していた「労務」の「月間実働延人員」について、削除する計画である。

これについては、出勤した場合は実際の就業時間には関係なく、1人日としてカウントすることにより実働延人員を把握していたが、それによって稼働率を的確に把握することは困難であることから、報告者負担の軽減に考慮し削除するものであり、適当である。

ウ 「設備、生産能力」の変更

(ア) 調査方式の変更

「敷物・フェルト・不織布月報」の「タフティングマシン」等2品目、「二次製品月報（製綿・ふとん・網、細幅織物・組ひも・レース）」の「ふとん成型機」について、設備の能力にかかわらず保有台数を調査する方式から、設備全体の生産枚数など月間生産能力を調査する方式に変更する計画である。

これについては、生産能力の算定をよりの確な方式に変更するものであり、精度の向上が図られることから、おおむね適当である。

ただし、上記の変更について、統計利用者にその変更内容を周知するとともに、リンク係数を提供することにより、時系列で比較する際に影響が出ないような措置をとる必要がある。

(イ) 「生産能力」の追加

生産規模が将来にわたって拡大することが予想される「機械器具月報（その 34）民生用電子機械器具」の「カーナビゲーションシステム」等 7 月報中の 12 品目について、調査事項として「生産能力」を追加する計画である。

これについては、生産規模が将来にわたって拡大することが予想される品目について、その生産の動態をよりの確に把握するために追加するものであり、適当である。

(ウ) 生産能力算定基準

生産能力の算定基準については、今回変更する計画ではないが、経済産業省が一般的な生産能力の算定基準として定めている生産能力一般算定基準に基づき調査品目の実情を考慮し、記入の手引の記述等を工夫するなどの措置をとる必要がある。

エ その他の調査事項の変更

上記のほか、「機械器具月報（その 44）産業車両」の出荷、在庫について、重量と数量の複数の単位で調査していたものを数量のみとする、「機械器具月報（その 36）電子管・半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」について、枚数に加え、内訳として容量を追加する等、調査対象品目の特性に応じ、調査事項の削除や追加を計画している。

これについては、生産動態をよりの確に把握するために調査事項を追加するとともに、報告者負担の軽減に考慮し、把握する必要性が乏しくなった調査事項については削除するものであり、適当である。

(3) 調査票

調査票について、「写真感光材料月報」と「有機薬品月報」を「有機薬品及び写真感光材料月報」に、「金属鉍物月報」、「非金属鉍物月報」及び「コークス月報」を「鉍物及びコークス月報」にそれぞれ統合する計画である。

また、「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」及び「公害測定機器」について、当該機器と類似する品目を調査する他の調査票にそれぞれ移行する計画である。

これについては、上記（1）の調査対象品目の削除や統合により調査対象品目が縮減した調査票の整理及び調査票間で類似する品目の整理を行ったものであり、報告者負担の軽減や記入のしやすさに資することから、適当である。

3 今後の課題

(1) 生産能力の調査品目の拡充及び単位の見直し

生産能力調査については、今回調査対象品目を追加する計画であるが、生産能力指数や稼働率指数の精度向上の観点から、引き続きさらなる調査対象品目の拡充について検討するとともに、生産能力を把握するための単位について見直す必要がある。

(2) 報告者が特定される可能性が高い品目の取扱い

産業構造の変化等により、その占有状況によって、報告者が特定される可能性がある品目については、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討する必要がある。

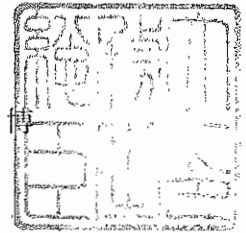
(3) 国外からの受入が多い品目の取扱い

今回、複写機について、販売数量に占める国内生産の割合を把握するために、「国内」及び「国外」別の受入数量の内訳を追加する計画であるが、今後、国外からの受入が多い品目についても、同様の把握をすることを検討する必要がある。

総政企第69号
平成22年3月24日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
原口 一博



諮問第25号
経済産業省生産動態統計調査の変更について（諮問）

標記について、平成22年3月15日付け平成22・03・12統第3号により経済産業大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮 問 の 概 要

(経済産業省生産動態統計調査の変更について)

1 調査の目的等

経済産業省生産動態統計調査（以下「本調査」という。）は、鉱工業の生産活動の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査である。

本調査は、昭和23年1月から旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計として、「鉱産物及び工業品」を生産する事業所に対して、毎月、実施され、平成21年4月からは、統計法（平成19年法律第53号）の全面施行に伴い、同法第2条第4項第3号に規定される基幹統計（経済産業省生産動態統計）を作成するための基幹統計調査に位置付けられている。

本調査は、鉱工業の生產品目ごとの生産、出荷、在庫等の実態を月次で把握し、鉱工業の動態を明らかにする統計として、経済産業省はもとより、国の他の行政機関や地方公共団体において、景気判断、産業活動分析、産業振興施策等の基礎資料として、また、企業や業界団体、研究機関等において業況把握や経営判断等の基礎資料として、幅広く利用されている。

2 申請の趣旨

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に伴い、我が国の生産活動も大きく変化している状況にある。

このため、鉱工業の生産活動の動態をよりの確に把握するため、平成23年1月分の調査から、報告者負担に配慮しつつ、調査対象品目の見直しや調査事項の変更を行う。

3 主な変更内容

(1) 調査対象品目の変更

社会経済情勢や産業構造の変化等に伴い、生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等について、以下のとおり削除・統合する。

- ① 生産規模が縮小している「化学工業用炉」等を削除する（33品目（21月報））。
- ② 「肉類加工機械」と「水産加工機械」等、類似する品目を統合することにより、一定の生産規模が認められる場合には、当該複数品目を一つに統合する（37月報の151品目→62品目）。

(2) 調査事項の変更

ア 「燃料・電力」欄の廃止

燃料や電力の消費量を把握している16月報について、経済産業省特定業種石油等消費統計調査（基幹統計調査・経済産業省）やエネルギー消費統計調査（一般統計調査・資源エネルギー庁）において、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となり、本調査でエネルギー消費を把握する必要性が乏しくなったため、「燃料・電力」欄を廃止する（「紡績糸月報」、「陶磁器月報」等）。

イ 「労務」欄の変更

「労務」欄について、適切な回答の確保及び報告者負担の軽減を考慮し、以下のとおり変更する。

- ① 109月報（うち調査票の統合により3月報減）において把握している「月末常用従業者数」について、派遣従業者や出向従業者等を含むものであることを適切に表現するため、「月末従事者数」に名称を変更する（106月報）。
- ② 「機械器具月報」や「家具月報」等加工組立型産業の稼働状況を推測するための情報として、あるいは、設備調査等から得られる稼働状況を補完するための情報として把握している「月間実働延人員」について、実働延人数では、設備の稼働状況を必ずしも的確に把握できないことなどから、削除する（72月報）。

ウ 「設備、生産能力」欄の変更

「設備、生産能力」欄については、生産能力をよりの確に把握するために、以下のとおり変更する。

- ① 従来、生産能力を把握するために保有台数を調査していた「タフティングマシン」等について、生産能力をよりの確に把握するため、月間生産能力を調査する方式（生産能力調査）に変更する（3品目（2月報））。
- ② 生産規模が将来にわたって拡大することが予想される「カーナビゲーションシステム」等について、「生産能力」欄を追加する（12品目（7月報））。

エ その他の調査事項の変更

上記のほか、「機械器具月報（その44）産業車両」の出荷、在庫について、重量と数量の複数の単位で調査していたものを数量のみとするなど、報告者負担の軽減に配慮した見直しを行うとともに、「機械器具月報（その36）電子管・半導体素子及び集積回路」の「太陽電池モジュール」の生産について、枚数に加え、生産内訳として容量を追加するなど、調査対象品目の生産動向をよりの確に捉えるため、各品目の特性に応じた調査事項の見直しを行う。

（3）調査票の変更

調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減を図るため、調査対象品目が類似している調査票について、以下のとおり変更する。

- ① 「写真感光材料月報」を「有機薬品月報」に統合し「有機薬品及び写真感光材料月報」とし、「金属鋳物月報」、「非金属鋳物月報」及び「コークス月報」を統合し「鋳物及びコークス月報」とする。
- ② 「空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報」の品目のうち「洗浄機器」及び「公害測定機器」について、「洗浄機器」を「機械器具月報(その19)業務サービス機器」（「機械器具月報（その19）自動販売機、自動改札機・自動入場機及び業務用洗濯機」から名称変更）に移行し、また、「公害測定機器」を「機械器具月報(その46)計測機器」に移行した上で「環境計測機器」に統合する。

経済産業省生産動態統計調査の概要 (現行)

調査の目的

経済産業省生産動態統計調査は、鉱工業の生産活動の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和23年1月から毎月実施されている。

調査の概要

調査範囲

- ① 鉱産物及び工業品のうち特定の品目(約1,800品目。以下「生産品目」という。)を生産(加工を含む。)する事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの
- ② 上記①の事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ生産品目の生産委託を行っている事業所のうち、経済産業大臣が定めるもの

報告事項

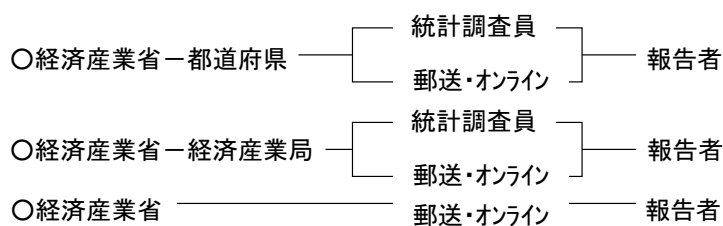
- ① 製品(生産、受入、消費、出荷、在庫)
- ② 原材料(消費、在庫)、燃料・電力(消費)
- ③ 労務(月末常用従業者数、月間実働延人員)
- ④ 生産能力、設備(生産能力、月末設備台数)

※月報(調査票):114月報(生産品目の種類ごとに114の区分に整理)
報告事項:各月報ごとに異なる

期日

毎月末日現在

調査系統



調査の方法:調査員、郵送、オンラインにより調査

結果の公表

速報 : 調査月の翌月末
 確報 : 調査月の翌々月中旬
 年報 : 翌年6月頃

調査結果を7種類の報告書(※)にとりまとめ、印刷物及び経済産業省のホームページで公表
 ※「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計(速報・月報・年報)」、「機械統計(同左)」、「繊維・生活用品統計(同左)」、「紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計(同左)」、「化学工業統計(同左)」、「窯業・建材統計(同左)」、「資源・エネルギー統計(同左)」

経済産業省生産動態統計調査の主な変更内容

調査対象品目の変更

生産規模の縮小などにより、月々の動態を把握する必要性が乏しくなった品目等の削除・統合(1,796品目→1,674品目)

○生産規模が縮小している品目
(33品目(21月報))

化学工業用炉 → **削除**

○類似する品目と統合する品目
(151品目(37月報)→62品目)

肉類加工機械 + 水産加工機械 → **統合** → 肉類・水産加工機械

調査事項の変更

※114月報(調査票)のうち109月報について変更

1 「燃料・電力」欄の廃止

「燃料・電力」欄(16月報) → **削除**

他の統計により、業種横断的なエネルギー消費の把握が可能となったことから、本調査での把握を廃止(「紡績糸月報」、「陶磁器月報」等)

2 「労務」欄の変更

月末常用従業者数(109月報※) **名称変更** → 月末従事者数 表記の適切化
※うち3月報は統合により減

月間実働延人員(72月報) → **削除** 十分な稼働状況の把握できず、活用が困難(「機械器具月報」、「家具月報」等)

3 「設備、生産能力」欄の変更

設備(保有台数)の調査(3品目(2月報)) **変更** → 設備の月間生産能力の調査(タフティングマシン等) 生産能力の的確な把握

生産規模の拡大が予想される品目等(12品目(7月報)) → 「生産能力」欄を追加(「カーナビゲーションシステム」等)

4 その他の調査事項の変更

「機械器具月報(その44)産業車両」の出荷、在庫 **重量(t)** → **削除** 報告者負担の軽減のため、複数単位から単一単位へ変更
数量(台)

「太陽電池モジュール」の生産量(枚数) → 「生産内訳等(容量(kW))」欄を追加 調査対象品目の特性に応じた調査事項の追加

調査票の変更

※統合により3月報減

○調査票間での品目の移行

○調査票の統合

- 写真感光材料月報 → 有機薬品及び写真感光材料月報
- 有機薬品月報 → 有機薬品及び写真感光材料月報
- 金属鉱物月報 → 鉱物及びコークス月報
- 非金属鉱物月報 → 鉱物及びコークス月報
- コークス月報 → 鉱物及びコークス月報

空気動工具、作業工具、のこ刃、機械刃物及び自動車用機械工具月報

- 洗浄機器 → 移行 → 機械器具月報(その19)業務用サービス機器
- 公害測定機器 → 移行→品目統合 → 「機械器具月報(その46)計測機器」の環境計測機器

第22回産業統計部会結果概要

- 1 日時 平成22年4月23日(金) 13:30~15:45
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者 ・ 廣松部会長、深尾委員、縣委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、菅専門委員、田井専門委員、滝澤専門委員
・ 審議協力者(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県、日本銀行)
・ 調査実施者(新井経済産業省鉱工業動態統計室長、秦参事官補佐)
・ 事務局(若林内閣府統計委員会担当室参事官、中川総務省統計審査官ほか1名)
- 4 議題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概要

- (1) 事務局から前回部会の結果概要について説明があった後、前回部会で出された意見等について、調査実施者等から回答があり、それを踏まえて、審査メモに沿って審議が行われた。その結果、今回の変更計画についてはおおむね適当とされ、次回部会においては、答申案について審議を行うこととされた。
- (2) 委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。
- ① エネルギー消費関連項目(「燃料・電力」欄)の削除については、エネルギー消費統計調査(一般統計調査)等他の統計調査によって、エネルギー消費の把握は可能となっていることから、報告者負担軽減の観点からも、適当である。
 - ② 「労務」欄の「月末常用従業者数」の表記を「月末従事者数」に変更することは、派遣労働者や出向者を含むよう適切な名称にするもので適当であるが、海外においても誤解を生じさせないように、適切な英語表記とする必要がある。
 - ③ 「設備、生産能力」の調査について、生産設備の保有台数の把握から、生産能力を把握する方式に変更すると、捉える内容が変わってしまうことから、業種によっては稼働率指数に大きな影響が出て、時系列で比較する際に断層が出るのではないか。
 - ④ 「生産能力」の調査については、標準的な生産能力を報告してもらっているということだが、報告者の主観によりその基準がぶれないように工夫しているのか。客観的な報告基準を設ける必要があるのではないか。
 - ⑤ 生産規模の拡大が予想される品目については、新たに生産能力調査を追加しているが、生産量が多いにもかかわらず「生産能力」が把握されていない既存の品目についての生産能力調査は、どのように考えるのか。特に機械品目については、どのように考えるのか。

- ⑥ 「機械器具月報（その7）油圧機器及び空気圧機器」の「製品」欄について、生産金額以外の内訳を削除することにより、生産指数に影響は生じないか。
- ⑦ 調査対象品目の見直しを行う際、現在の「見直しに関する統一基準」では、「年間出荷額が100億円未満の商品は調査対象外とする。」とされ、金額の基準はあるが、その品目の市場占有率という概念を導入することが可能か。
- ⑧ 複写機について、「受入内訳」として「国内」、「国外」別の数量を把握するとしているが、このような製品について、数量だけでなく金額についても把握できないか。
- ⑨ 「段ボール月報」の「原材料」欄について、報告者負担軽減の観点から、「消費」を残し、「月末在庫」を削除するとしているが、報告者は「購入」から「月末在庫」を差し引くことにより「消費」を算出していると思われるので、そうであれば、「月末在庫」だけを削除しても、実質的には報告者の負担軽減にはならないのではないか。

6 次回予定

平成22年5月7日（金）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>

第 23 回産業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 22 年 5 月 7 日（金） 10:00～12:05
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者 ・ 廣松部会長、深尾委員、縣委員、伊藤専門委員、近藤専門委員、菅専門委員、田井専門委員、滝澤専門委員
・ 審議協力者（内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、愛知県、日本銀行）
・ 調査実施者（新井経済産業省鉱工業動態統計室長、秦参事官補佐）
・ 事務局（若林内閣府統計委員会担当室参事官、中川総務省統計審査官ほか 1 名）
- 4 議 題 経済産業省生産動態統計調査の変更について

5 概 要

(1) 事務局から前回部会の結果概要について説明が行われ、次に、調査実施者から前回部会で出された意見等についての回答が行われた。その後、事務局から、答申案の説明があり、これを踏まえて項目ごとに審議が行われた結果、所要の修正を行うこととされたが、答申案の修正文の表現については部会長に一任することとされ、答申案はおおむね適当であるとして採択された。

(2) 委員・専門委員からの主な意見は以下のとおり。

<「調査事項」のうち「設備、生産能力」の変更について>

- ① 今回の変更案では、「敷物・フェルト・不織布月報」の一部について、生産能力調査の内容を変更することによる稼働率指数への影響が生じるため、統計利用者に対しては変更内容の周知やリンク係数を提供することにより、時系列でこれらの数値を比較する際に影響が出ないように配慮する必要がある。
- ② 今回、生産能力調査を新たに追加するものについては、稼働率指数への影響はないという点に留意する必要がある。
- ③ 生産能力調査については、報告者の負担を軽減できるよう、生産能力一般算定基準に基づき調査品目の実情を考慮して、調査票の記入の手引きの記述を工夫する必要がある。

<今後の課題について>

- ① 産業構造の変化等により、その占有状況によって、報告者が特定される可能性がある品目の取扱いについては、市場占有率等の概念を導入し、個別の報告者が特定されないような基準等を設けることが可能かどうか検討する必要がある。

- ② 本調査の対象事業所の担当者からヒアリングをしたところ、本調査で把握している生産能力調査に係る単位に疑問がある、対象品目についても調査可能なものが他にもあるなどの意見・要望があった。これらについては今後検討していく必要があるのではないかと。

<委員会への部会長報告について>

- ① 本調査は調査周期が毎月であることから、経済の変化を迅速に捉えることができるよう、統計審議会の前回答申における「見直しに関する統一基準」を柔軟に活用して、調査対象品目の改廃をより迅速に行えるようにした方がいいのではないかと。

<その他>

- ① 本調査の調査票について、同じ調査でありながら、品目によってA判やB判など様々な規格の様式が混在しており、複数の調査票の記入を求められている報告者から、記入しづらいなどの苦情が出されている。可能であれば調査票の様式の規格を統一して欲しい。

<文責 総務省政策統括官付統計審査官室>

経済産業省生産動態統計調査の変更の審議に
際して出された意見について

近年の著しい経済のグローバル化や産業構造の急速な変化等に対応し、鉱工業の生産活動の動態をより適確に把握することが求められていることから、本調査は、我が国の鉱工業の生産活動の実態を月次で把握し、鉱工業の動態を明らかにするものであり、これらの変化等に迅速に対応した調査対象品目の見直し等を行う必要があると考えます。

本調査においては平成 14 年調査の変更計画に係る統計審議会の諮問（平成 13 年 9 月 14 日付け諮問第 277 号）に際し、経済産業省から提示された「見直しに関する統一基準」（以下「統一基準」という。）について、同審議会において適当とされ、その後、同基準の考え方に則した調査対象品目の見直しについては、軽微案件として処理されてきた経緯があります。

統一基準は策定から 10 年近くが経過し、その内容すべてが現在の経済状況の変化等に対応しているとは言えませんが、今回の大幅な調査対象品目の見直しについては、基本的にその考え方に沿って、変更計画案が策定されました。

今後、統一基準に則した調査対象品目の見直しについては、適宜かつ迅速に調査が実施できるように配慮するとともに、その基準を見直していく必要があると考えます。

以上、報告します。

平成 22 年 5 月 21 日

廣松 毅